

## 加東市議会と市民との意見交換会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加東市議会基本条例（平成22年加東市条例第18号）第6条第4項及び第17条の規定に基づき実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (開催時期等)

第2条 意見交換会は、議員又は市民、市民団体、NPO等（以下「市民等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合において、議会運営委員会で審査し、必要と認めるときに開催を決定する。

2 意見交換会の開催を希望する議員及び市民等は、加東市議会と市民との意見交換会申込書（別記様式）を議長に提出する。

3 意見交換会への出席議員は、議会運営委員会で決定し、その構成は各常任委員会等とする。

### (会場)

第3条 会場は、市民等と協議し決定する。

### (議題)

第4条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

### (役割分担)

第5条 意見交換会における役割分担は、司会者、記録者2人とする。

2 司会者、記録者は議会運営委員会で協議し決定する。

### (記録)

第6条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

### (次第)

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

#### 次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会あいさつ

### (資料)

第8条 意見交換会での配布資料は、事前に議会運営委員会に諮って決定する。

(報告書の作成等)

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書する。

(結果の公表)

第10条 前条の報告書は市議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月24日から施行する。